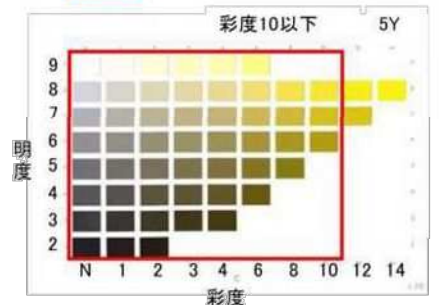
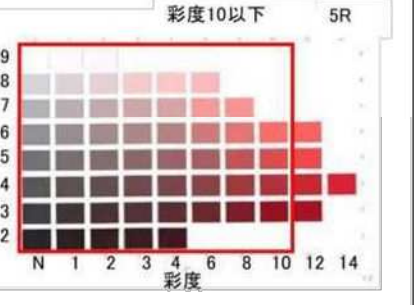


許可基準の概要				※広告物規制地区(金華山・長良川地区)は平成23年7月1日より施行				:許可地域の基準から変更(追加)される基準	
種類	項目	許可地域	広告物規制地区(金華山・長良川地区)	種類	項目	許可地域	広告物規制地区(金華山・長良川地区)		
野立広告物 (一般)	表示面積	1面が20㎡以下で、かつ、合計が40㎡以下	1面が10㎡以下で、かつ、合計が20㎡以下 禁止地域内は、1面が2㎡以下で、かつ、合計が4㎡以下	電柱類 直接表示 又は巻付け	個数	一の電柱の類につき1個 (同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては2個まで)	一の電柱の類につき1個 (同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては2個まで)		
	高さ	広告塔にあっては15m以下、 広告板にあっては10m以下	10m以下 禁止地域内は、5m以下		長さ	1.8m以下	1.8m以下		
	色彩	—	地色の彩度10以下		下端の高さ	地表から1.2m以上	地表から1.2m以上		
	その他	—	照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと		色彩	—	—		
野立広告物 (自家)	表示面積	合計50㎡以下	1面が10㎡以下で、かつ、合計が20㎡以下	電柱類 そで付け	個数	一の電柱の類につき1個	一の電柱の類につき1個		
	高さ	15m以下	10m以下		長さ	1.2m以下	1.2m以下		
	色彩	—	地色の彩度10以下		出幅	0.6m以下	0.6m以下		
	その他	—	表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと		下端の高さ	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上		
屋上広告物	個数	一の建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合を除く)	一の建築物につき1個	アドバルーン	係留点との距離	20m以上、50m以下	設置禁止		
	表示面積	20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合を除く)	20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合を除く)		係留点と建築物等との水平距離	10m以上			
	高さ	地表から広告物を設置する箇所までの高さの2/3以下	地表から広告物を設置する箇所までの高さの1/3以下で、かつ、地表からの高さは、高度地区、地区計画、景観計画で定める建築物等の高さの上限を超えないこと		その他	風圧等に耐えるよう縄等でしっかり固定すること			
	色彩	—	地色の彩度10以下	備考	禁止地域内における自家広告物は、すべての表示面積の合計が50㎡以下であること				
	その他	建築物から横にはみ出さないこと 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと 自家広告物に限る							
壁面広告物	表示面積	30㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の1/2以下	20㎡以下で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の1/3以下	参考:色彩について  【マンセル表色系とマンセル値】 日本工業規格JIS Z8721に規定する色彩を表すための尺度の一つで、一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの尺度の組合せによって色彩を表現します。 【色相】 いろあいを表します。R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)、YR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)の10の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10R、5Yなどのように表記します。 【明度】 明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど、数値が大きくなります。 【彩度】 色の鮮やかさを0から14までの数値で表します。地味な色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となり、「N」(ニュートラル)と表現します。最も鮮やかな彩度値は色相によって異なり、R、YR系などは14程度、BG、Bなどは8程度です。					
	色彩	—	地色の彩度10以下						
	その他	窓面開口部をふさがないこと 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと							
突出広告物	個数	1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合を除く)	1壁面につき1個	広告物規制地区における屋外広告物の色彩許可基準 広告物の地色として使用できる色彩の例  彩度10以下  彩度10以下  彩度10以下 					
	表示面積	20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合を除く)	10㎡以下						
	下端の高さ	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上	歩道上にあっては地表から2.5m以上、 車道上にあっては地表から4.7m以上						
	道路上への出幅	1m以下	1m以下						
	色彩	—	地色の彩度10以下						
	その他	壁面の上端を超えないこと 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き設置しないこと							